

# 陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	4 6 1 3	受 理 年 月 日	令 和 8 年 4 月 20 日
件 名	簡易宿所への指導（上京区主税町）		
要 旨	<p>2025年9月10日京都市が許可した京都市上京区主税町812番地21の「京の宿 結」が営業を開始し、7か月が経過した。この間、近隣住民は事業者からの営業についての説明を聞くこともできないまま、生活環境の悪化に悩まされている。</p> <p>宿泊客が窓を全開にして、外から室内が見える状況で大声で会話するなど、近隣住環境とは異質な状況がある。また、宿泊者が二条通にタクシーで乗り付け、家族連れで施設に入る様子がある。施設外玄関帳場で、対面受付されているかは不明で、施設外玄関帳場の担当者が施設へ宿泊客を案内する状況は見受けられない。</p> <p>とりわけ、3月18日（水）16時頃、宿泊施設の女性宿泊者が施設前の路上でたばこを吹かしていた。これを近隣住民が注意した後、事業者にも連絡したが、「へえ、そうですか。今後、注意します。」と述べただけで、現場に駆け付けて来て状況を確認し、宿泊者に注意を促すなどの対応は行われなかった。この吹かしたたばこをしていた宿泊者は連泊しており、しっかり指導される必要があるにもかかわらず、なぜ速やかな対応が行われないのか不信を深めるばかりである。</p> <p>京都市が定める駆け付け要件というのは、事業者が許可を受ける際の要件としているものの、開業後の住民との調和を図る実効性はない。</p> <p>私たち住民は、住民の意思に反して、京都市が施設設置を許可したことを遺憾としつつ、せめて事業者に住民生活を意識してもらいたいと協定書の締結を要請してきた。ところが、その協定書の締結に至らない下で、日々このような状況が生じていることは忍耐できかねる。京都市は、協定書の締結は民間同士でやりとりしてもらいたいとしているが、法律の専門家を入れて強行姿勢を採る事業者に対して、非力な住民は諦めろということだろうか。</p> <p>この簡易宿所は、木造住宅密集地で施設の前面道路は4メートルである。このような場所に管理者不在の簡易宿所が設置できることの矛盾は明らかである。私たち住民は、このままでは安心して暮らし続けることはできない。</p> <p>については、京都市は「京の宿 結」の営業を一旦停止し、事業者に駆け付け要件（半径800メートル以内、徒歩10分程度）の主な目的である周辺住民の生活環境の保全、安全・安心の確保及び苦情への迅速な対応ができることを確認し担保すること、これを踏まえた住民との協定書を締結すること等を指導すること、管理者不在の簡易宿所の立地規制を行うことを願う。</p>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	環 境 福 祉 委 員 会		